



# 愛媛県報

令和7年11月25日火曜日 第665号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇  
告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 ..... (経営支援課) 943
- 道路の供用開始 (県道北条玉川線) ..... (東予地方局今治土木事務所) 943
- 指定居宅サービス事業の廃止 ..... (中予地方局地域福祉課) 944
- 開発行為に関する工事の完了 ..... (中予地方局建築指導課) 944
- 建設業者の許可の取消し ..... (南予地方局管理課) 944
- 道路の供用開始 (県道網代鳥越線) ..... ( ) 944

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 ..... (選挙管理委員会) 944
- 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... ( ) 945
- 政治団体の解散の届出 ..... ( ) 945
- 資金管理団体の指定の届出 ..... ( ) 946

## 告 示

## ○愛媛県告示第1018号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年11月25日

愛媛県知事 中村時広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届年月日
フォレオにいはま	新居浜市前田町乙12 19-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 ほか3者	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 ほか3者	令和7年 1月27日 ほか	令和7年 11月11日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字長ソ乙113番10から 同市玉川町葛谷字ナガソ谷甲284番2地先まで	令和7年11月25日

## ○愛媛県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年11月25日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 松前町社会福祉協議会	松前社協デイサービスセンターみどり	愛媛県伊予郡松前町筒井710番地1	令和7年10月31日	通所介護

## ○愛媛県告示第1021号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年11月25日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区内に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第26号 令和7年11月13日	東温市田窪字大坪1170番2	松山市堀江町甲1477番地1 ベルグラビア堀江駅前プレミアム202号 水田東我

## ○愛媛県告示第1022号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年11月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-3）第702号	令和4年2月15日	中山産業株	中山幸司	北宇和郡松野町大字延野々1274-1	令和7年10月20日	管工事業	建設業の廃止（一部）

## ○愛媛県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	宇和島市津島町成469番4から 同町成474番1まで	令和7年11月25日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

## 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
小川たけし後援会	小川 剛	大岩 聖	松山市湊町六丁目6-2	令和7年10月1日
十川ゆういち後援会	十川祐一	十川祐一	松山市味酒町3-9	令和7年10月17日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

## 1 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県歯科医師支部	玉乃井 勉	代表者	玉乃井 勉	橋本成人	令和7年7月1日
		会計責任者	野間道博	近藤一雄	
参政党愛媛県支部連合会	浅湫和子	主たる事務所の所在地	松山市正円寺二丁目5-28	四国中央市土居町蕪崎830-1	令和7年10月1日
		代表者	浅湫和子	佐藤駿	
自由民主党宮窪支部	藤本剛嗣	主たる事務所の所在地	今治市宮窪町宮窪5236	今治市宮窪町宮窪2633	令和7年10月10日
社会民主党愛媛県第3区支部連合	中田晃	代表者	中田晃	石川稔	令和7年10月15日
		会計責任者	神野衣代	中田晃	
社会民主党愛媛県連合	宮嶋真機	代表者	宮嶋真機	石川稔	令和7年10月15日

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大西正之後援会	重松昭彦	会計責任者	大西真弓	高須賀年男	令和6年10月31日
愛媛県歯科医師連盟	玉乃井 勉	代表者	玉乃井 勉	橋本成人	令和7年7月1日
		会計責任者	野間道博	近藤一雄	
ひがなつみ愛媛県後援会	玉乃井 勉	代表者	玉乃井 勉	橋本成人	令和7年7月1日
		会計責任者	野間道博	近藤一雄	
山田宏愛媛県後援会	玉乃井 勉	代表者	玉乃井 勉	橋本成人	令和7年7月1日
		会計責任者	野間道博	近藤一雄	

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年11月25日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 三好 賢治

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党上浦支部	高本 慎	令和7年10月27日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山田としお愛媛県後援会	山内 謙治	令和7年9月30日

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）



## ○愛媛県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和7年11月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小川 剛	松山市議会議員	小川たけし後援会	松山市湊町六丁目6-2	令和7年10月1日